

令和6年度
山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金
Q & A（第1版／令和6年7月11日）

山梨県人口減少危機対策本部事務局

人口減少危機対策企画グループ

山梨県人口減少危機対策企画グループ

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

電話：055-223-1845

メールアドレス：jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

【注】このQ & Aは、必要に応じて改訂することがありますので、最新のものを山梨県のホームページ（https://www.pref.yamanashi.jp/jinko-taisaku/shien_jigyohi_hojyo.html）でご確認ください。

【Q&A】

Q1：既に実施している事業は、補助対象となりますか？

人口減少対策に資する先進的・モデル的な事業を対象としているため、市町村において令和6年度以降に新たに実施する事業を補助対象としています。そのため、既存事業は補助対象外となります。

Q2：交付決定前に着手した事業は、補助対象となりますか？

補助対象になりません。交付決定前の事業着手は認められていません。事業着手とは、事業実施主体における契約の締結、工事の発注、市町村の支出負担行為等を行うことです。

見積書の取得等、契約や工事の発注に向けた準備は、交付決定前でも行うことができます。

Q3：職員の人件費（手当等）は補助対象となりますか？

原則、補助対象になりません。ただし、事業実施に伴い新たに雇用する臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費は補助対象となります。

Q4：複数の市町村で実施する広域事業は補助対象となりますか？

補助対象になりません。